

平成29年6月23日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

平成29年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成29年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 産総研における平成28年度の契約状況は、「表1」のとおりであり、契約件数は2,994件、契約金額は328.4億円である。

そのうち、「競争性のある契約」は、契約件数が2,200件（73.5%）、契約金額が264.7億円（80.6%）であり、「競争性のない随意契約」は、契約件数が794件（26.5%）、契約金額が63.7億円（19.4%）である。

表1 平成28年度の産総研の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成27年度		平成28年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,706 (62.3%)	289.7 (65.2%)	1,852 (61.9%)	244.2 (74.4%)	146 (8.6%)	△45.5 (△15.7%)
企画競争・公募	713 (26.0%)	115.9 (26.1%)	348 (11.6%)	20.5 (6.2%)	△365 (△51.2%)	△95.4 (△82.3%)
競争性のある契約(小計)	2,419 (88.3%)	405.5 (91.3%)	2,200 (73.5%)	264.7 (80.6%)	△219 (△9.1%)	△140.8 (△34.7%)
競争性のない随意契約	320 (11.7%)	38.8 (8.7%)	794 (26.5%)	63.7 (19.4%)	474 (148.1%)	24.9 (64.2%)
合計	2,739 (100%)	444.3 (100%)	2,994 (100%)	328.4 (100%)	255 (9.3%)	△115.9 (△26.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

1) 「競争入札等」においては、平成27年度と比較して契約件数（146件（8.6%）の増）は増加しているが、契約金額（45.5億円（15.7%）の減）は減少している。

契約件数の主な増加要因は、民間企業との共同研究契約の増加に伴い、研究装置等の調達需要が高まったためである。一方、契約金額の主な減少要因は、前年度の平成

27年度分に、大型の複数年度契約案件「つくばセンターの施設等管理業務（86億円）」が含まれていたためである。

2) 「企画競争・公募」においては、平成27年度と比較して契約件数（365件（51.2%）の減）及び契約金額（95.4億円（82.3%）の減）とも大きく減少している。

主な要因は、他機関への委託研究契約が平成27年度から約59億円減少したこと、また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成27年10月から「随意契約によることができる事由」を規定化したことにより、従来は「公募」として契約していた案件が「競争性のない随意契約」に移行したためである。

3) 「競争性のない随意契約」においては、平成27年度と比較して契約件数（474件（148.1%）の増）及び契約金額（24.9億円（64.2%）の増）とも大きく増加している。

主な要因は、前項に記載のとおり、「随意契約によることができる事由」を平成27年10月に規定化し、その対象案件を従来の「公募」から「競争性のない随意契約」に移行したためである。

(2) 産総研における平成28年度の一者応札・応募の状況は、「表2」のとおりであり、契約件数は1,630件（74.6%）、契約金額は160.7億円（61.9%）である。

表2 平成28年度の産総研の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成27年度	平成28年度	比較増△減
2者以上	件数	566 (23.6%)	554 (25.4%)	△12 (△2.1%)
	金額	168.6 (41.9%)	99.0 (38.1%)	△69.6 (△41.3%)
1者以下	件数	1,836 (76.4%)	1,630 (74.6%)	△206 (△11.2%)
	金額	233.6 (58.1%)	160.7 (61.9%)	△72.9 (△31.2%)
合計	件数	2,402 (100%)	2,184 (100%)	△218 (△9.1%)
	金額	402.2 (100%)	259.7 (100%)	△142.5 (△35.4%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（）書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

「一者応札・応募」においては、平成27年度と比較して契約件数（206件（11.2%）の減）及び契約金額（72.9億円（31.2%）の減）ともに減少している。

主な要因は、他機関への委託研究契約が減少したこと、また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成27年10月から「随意契約によることができる事由」を規定化したことにより、従来は「公募」として契約していた案件が「競争性のない随意契約」に移行したためである。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記「1.」の現状分析等を含め総合的に検討を行った結果、以下の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化など合理化に努めることとする。

- (1) 適切な随意契約に向けた取り組み
- (2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み
- (3) 人材育成・情報の共有等
- (4) その他

(1) 適切な随意契約に向けた取り組み

1) 競争性のない随意契約

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも研究開発業務を考慮し「随意契約によることができる事由」を平成27年10月に規定化したことにより、従来、「公募」であった案件のほとんどが「競争性のない随意契約」の対象案件に移行したことを踏まえ、より一層の適切な随意契約に向けた取り組みが重要と考え、次の取り組みを実施するものとする。

- 「競争性のない随意契約」を行おうとする場合は、その妥当性について民間企業での技術的な専門知識を有する契約審査役による事前の点検を行うとともに、一般競争入札等の「競争性のある契約」方式に移行できないか検討を行い、随意契約を行う調達案件の妥当性について精査を行う。
- 「競争性のない随意契約」を行った案件については、監事及び外部有識者によって構成する産総研契約監視委員会において事後点検を行う。
- 「競争性のない随意契約」を行った案件については、その透明性と合理性を確保するため、契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等を産総研公式ホームページで公表する。
- 特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけとは言い切れない調達案件については、必要な技術又は設備等を明示した上で参加者を募る「公募（入札可能性調査）」の手続きを実施する。また、公募の結果、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された場合でも、契約金額の適正性を確認する。

2) 新たな随意契約の導入

「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（平成28年6月28日閣議決定）において、「特定法人の物品及び役務の調達は、その研究開発が国際的な競争の中で行われていることから、迅速かつ効果的に行うことが極めて重要である。」と明記され、当該方針の一部変更（平成29年3月10日閣議決定）を踏まえ、研究開発に直接関係する500万円以下の物品（製造及び借入は含

まれない。)及び役務の調達に限り、次に掲げる条件に基づき、研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性を確保するとともに、調達期間の短縮及び業務の効率化にも配慮した新たな随意契約方式(特定国立研究開発法人特例随意契約。以下「特随」という。)の仕組みを構築し導入するものとする。

- 特随は、関係法人¹以外との契約とする。
- 特随は、公開見積競争を原則とし、これによらない場合は見積り合わせを実施する。
- 特随は、公開見積競争の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施する。
- 特随は、監事及び外部有識者によって構成する産総研契約監視委員会において事前承認及び事後点検を行う。
- 特随を導入したことによる効果を独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。
- 上記条件を規程またはマニュアル等で明文化する。

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み

競争性確保の観点から、次の取り組みを実施するものとする。

- 入札等案件情報を産総研公式ホームページ等で周知するほか、過去の納入実績を、製造メーカー別や納入事業者別の切り口でデータを整理し、入札等案件情報の周知先候補を組織的に共有するとともに、当該情報を活用して入札参加見込者への入札参加の直接呼びかけを行う等により入札参加者拡大を図る。

【整理データの拡充 平成28年度比 2,000件の増】

- 次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前に産総研公式ホームページにて調達情報を配信し、事業者が計画的に入札への準備、入札への参加が出来るよう事前の情報提供を行い、入札参加者の拡大を図る。

【予定案件情報の掲載件数 100件】

- 調達情報について、産総研公式ホームページに掲載するとともに、新着情報配信(RSS配信)、メールマガジンの広報媒体など、各種ツールを活用した事業者への情報提供を実施する。

- 産総研公式ホームページにおいて、地域センターを含む全事業所(以下「事業所等」という。)の入札公告等がまとめて確認できるよう、調達情報のポータルサイト方式を引き続き実施する。

¹ 関係法人とは次の①及び②のいずれにも該当する法人。

- ① 当法人の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。
- ② 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

○事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間を十分に確保する取り組みを継続して実施する。具体的には以下を基本とする。

事業内容	必要日数	
	公告～説明会	説明会～提案締切り
イ) 研究開発等	10日間	20日間
ロ) その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業 (例. 調査、広報等)	7日間	15日間
ハ) イ及びロ以外の事業 (例. 印刷、物品購入等)	7日間(必要に応じ説明会実施)	7日間

○複数年度にわたって事業を継続することが適当な案件については、可能な限り複数年度契約に移行することとし、契約期間拡大による案件メリットによる事業者の参入を促す取り組みを実施する。

○産総研のつくばセンターにおいては、調達請求者との効率的な調整を図り迅速な契約事務が行えるよう事業所ごとに契約担当職を配置した体制としているが、事業所共通で必要となる消耗品の調達や役務契約については、事業所ごとに契約するのではなく調達室において纏めて契約することにより、その契約規模メリットによる事業者の参入を促す取り組みを実施する。

○工事契約において、建築資材や労働者の確保、工事にかかる準備・後片付けの日数、週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定する。また、工事現場に配置する主任技術者等や設計業務における管理技術者の選定において、必要となる国家資格及び実務経験等の資格要件を必要最低限のものとし、入札説明書等に明示する。

(3) 人材育成・情報の共有等

○契約手続き、検収、調達改善等の取組に関する情報の共有、契約監視委員会点検による委員からの意見・指導等については、全国会計担当者会議等を定期的に関催し、周知徹底を図り、会計担当職員の育成に努める。

○民間企業で培った技術的な専門知識を有する契約審査役が適正な仕様書作成や適切な随意契約事由の選択など、事業所等の会計担当職員等への研修を実施する。

○職員向けに所内イントラを通じた各種内規、マニュアル等の周知、e-ラーニング、所内研修により調達ルールの周知浸透を図る。

(4) その他

○産総研の調達情報について、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に基づき、年間発注予定表や入札情報、契約結果等を公式ホームページ等に、閲覧者の利便性も勘案しつつ、契約に係る情報を適時に公表する。

(留意事項)

本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日法律第97号）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年6月27日法律第50号）等の諸施策との整合性にも留意する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 調達に係る契約権限の明確化と周知

産総研では、財務及び会計に関する事務の適正を図るため、研究所の収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関する事務については、「契約担当職」が行うことと会計規程でその権限を明確化している。併せて、全職員に受講義務を課している研修（e-ラーニング）において、当該権限並びに研究者等の一般職員による発注を禁じていることについて毎年度の周知を実施しており、これを継続的に取り組む。

(2) 公平性・透明性・競争性の確保向上の取り組み

産総研では、公平性・透明性確保の観点から、取得予定額が100万円を超える仕様書を作成する場合には、原則、研究・業務遂行上必要でない過大な要求仕様、競争性を排除する要求仕様となっていないかなど仕様書の適正化に留意するとともに、類似する研究装置等の比較検討、情報収集を可能な限り行うこととし、適正な執行と競争性の確保向上を図る。

(3) 競争性のない随意契約の法人内部におけるチェック機能の確保

「競争性のない随意契約」を締結することとなる案件については、平成27年10月に規定化した「随意契約によることができる事由」との整合性や妥当性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から契約審査役による事前の点検を受けることとし、その上で契約担当職の判断により手続を行うものとし、複数人体制によるチェック機能の確保を図る。

(4) 適正な検収の徹底

産総研では、請求者以外の第三者による検収を実施し、会計担当職員が最終的な責任権限を有する。

50万円未満の検収は事業所等に設置した納品検収所で会計担当職員が実施し、納品検収所での検収が馴染まない場合はユニット内で任命された検収員が実施した上で会計担当職員が最終的な確認を行う。また、50万円以上200万円以下の検収は会計担当職員が実施し、200万円を超える検収は会計担当職員及び請求ユニット等職員の2名体制での実施を徹底する。

(5) 資産等の適正な管理及び保管状況の確認

産総研では、資産、準資産及び換金性物品については、台帳により管理すること、毎年度、資産管理担当部署の長が棚卸しを実施することを規定化し、会計担当職員が台帳をもとに全品の現物確認を実施しており、これを継続的に取り組む。

(6) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

産総研では、平成26年度より「e-ラーニングシステム」を導入し、「調達制度」及び「外部研究資金等の適正執行」の課題等について全職員に対して毎年度研修の受講を義務付けており、継続して研修（e-ラーニング）により適正な調達ルールの浸透を図る。

また、調達に関するマニュアル類は不断の見直しを行い、改訂した場合は所内イントラ等を通じ、職員に周知徹底を図るものとする。さらに、会計検査院の決算検査報告や新聞報道などで他法人の事例が報告された場合、組織にとって大きなリスクとなると思料される事案については、イントラや所内研修などを活用し注意喚起を行う。

事業者に対しても、既に「不正、不適切な契約を行わないこと」、「不正が認められた場合は、取引停止の処分を講じられても異議がないこと」などを盛り込んだ誓約書の提出を求めており、継続して誓約書の受領に取り組む。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

1) 調達等合理化推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、調達等合理化計画の策定を行う。推進チームは、以下のメンバーで構成する。

総括責任者 理事（総務本部長）
副総括責任者 経理部長
構成メンバー 各事業所等の契約担当職

2) 推進チームの下に、経理部及び各事業所等の会計担当職員で構成する調達改善に関する連絡会議を設ける。連絡会議において、会計担当職員は調達等合理化計画の案を策定するとともに、計画の推進を図る。

構成メンバー 調達室長、各事業所等の会計グループ長
施設計画室調達グループ長

3) 計画の推進に当たっては、経理部がその事務局を担う。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する産総研契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（競争性のない随意契約の妥当性に関する事、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行に関する事、一般競争入札等の競争性の確保に関する事）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

また、特随による調達の妥当性についても、同様に契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、産総研公式ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。